

障害者雇用義務の対象に精神障害者が加わりました

◎ 障害者の雇用義務の対象に精神障害者が加わりました

「障害者が地域の一員として共に暮らし、共に働く」ことを当たり前にするため、すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。

「障害者の雇用の促進等に関する法律」が改正され、平成30年4月1日から、障害者雇用義務の対象として、これまでの身体障害者、知的障害者に精神障害者が加わり、あわせて法定雇用率も変わりました。

◎ 平成30年4月1日からの法定雇用率は次のとおりです

| 事業主区分 | 法定雇用率 | |
|-------------|--------|-------------|
| | 現行 | 平成30年4月1日以降 |
| 民間企業 | 2.0% ⇒ | 2.2% |
| 国、地方公共団体等 | 2.3% ⇒ | 2.5% |
| 都道府県等の教育委員会 | 2.2% ⇒ | 2.4% |

※今回の変更に伴い、障害者雇用義務の民間企業の範囲が、従業員50人以上から45.5人以上に変わりました。

◎ 精神障害者である短時間労働者の算定方法が変わりました

精神障害者の職場定着を促進するため、法定雇用率制度や障害者雇用納付金制度において、精神障害者である短時間労働者に関する算定方法が、以下のように見直されました。

精神障害者である短時間労働者であって、

- ① **雇入れから3年以内**の方
又は
- ② **精神障害者保健福祉手帳取得から3年以内**の方



雇用率算定方法

対象者
1人につき **0.5カウント** → **1カウント**

※雇入れの日前3年以内に当該事業主を退職した方は対象外となります。

※平成35年3月31日までの特例措置です。

お問い合わせ先：三重労働局職業対策課 ☎059-226-2306